

**家事事件手続法施行に向けた裁判官と有識者等との意見交換会**  
**(平成24年12月6日(木)開催) 議事録**

**テーマ1 「調停手続に対する国民の意識の変化と調停手続における手続の透明性の確保のあり方について」**

(以下、発言者は、○:司会者、△:参加者、▲:裁判所参加者)

代理人として、事件を通じて国民の権利意識の変化などについて何か感じることはあるか。

この10年ほど、インターネットの著しい発達により当事者の得る情報の量が変わっており、自ら積極的に色々と調べてくる依頼者が増えたと実感している。これに伴い、裁判所と代理人も、その期待や要請に応えるようにしていかなければならないと実感している。

調停委員として、従前と比較して当事者の意識にどのような変化を感じているか。

1つは権利意識が高くなってきているということである。代理人がつく事件が増えていることも、ひとつの例だと思う。当事者はインターネット等で色々な情報を得た上で調停に臨んでくることがあるということに留意する必要があると感じている。話し合いや互譲をベースとした、柔軟で弾力的な解決が可能な調停の良い面や調停手続の便利さを当事者に説明して、調停で話し合う意欲を助長するようにしていく必要があると強く感じている。

これまでの調停手続においては、お互いに書面をやり取りするのではなく、言い分を調停委員が伝えるという方法によって進めていた。代理人として関わる中で、当事者に対して相手の考え方が上手く伝わってこないなどの経験があるか。

申立書が送付されない場合、相手方の言い分は、調停委員の話を一生涯懸命に聞き取るしかない。しかし、本当に相手方が主張していることなのかを検証する機会は普段はない。たまたま双方に代理人がついていて、主張を確認し合う機会があったが、調停の場で聞いたこととは大分印象が違うなど感じた事件があった。調停委員の伝え方によっては違った捉えられ方をしてしまうこともあると思うので、どうしても伝えたいことがある場合は、書面を書いて相手方に送った方がよいと考えている。また、依頼者が自分で申立てをしたとき、調停委員から相手方の意見を伝えられる際に、それに従った方が良いと言われることもあり、自分の意見をあまり言っただけではいけないのかと萎縮してしまう場合もあるという話を聞いたことがある。その点、代理人がつくとあまり感じないので、そういう違いもあるのかと感じたこともある。

離婚した親子を支援するNPO活動をする中で、従前の調停を経験した当事者から、情報の伝わり方が不十分であるなどの不満を聞くことはあるか。

双方の言い分の伝わり方が基本的に不十分だということである。非監護親の不安は子どもの状態が分からないということであり、非監護親にそういう不安や不満があれば、結局はその後の調停の進行に非常に大きな問題を投げかけていると思う。手紙を出しても本

当に渡っているのだろうか、クリスマスや誕生日に送ったお祝いは届いているのだろうか等の不満が出てくる。実際に届いているということが監護親、非監護親のお互いに伝わることによって難関をひとつクリアしていくのではないかと思う。

市の男女平等参画推進センター（以下「センター」という。）において、夫婦間の問題などの相談を受ける中で、調停手続に関する不安や分かりにくさという声を聞くことはあるか。

手続ではないが、社会経験や自分の主張をする機会が少なかったりする女性から、馴染みのない裁判所に来て、初対面の調停委員が自分の気持ちをきちんと聞いてくれるのだろうか、分かってもらえるだろうかという不安を聞くことは多い。センターでも調停前に説明の仕方をアドバイスしたり、セミナーを実施する等のサポートを行っている。男性は社会的に言葉を使って伝えることに長けている場合が多いので、調停ではそのあたりの違いをきちんと把握していただきたい。DV事案に関しては、相手方に出会ってしまう等の不安には今はしっかりと配慮されているとの声を聞いている。当事者に提出を求められる書面について書き方を相談されることも多く、その作成が当事者にとっては非常にハードルが高いと思っている。

裁判所という場や慣れない書面の書き方に不安を感じたり抵抗のある方もいるということなので、裁判所の方も丁寧な説明が必要になると思う。今までの調停を振り返って、書面の提出や開示の在り方といった点に関して意見をお聞きしたい。

調停官として裁判所という立場からも調停に関与する中で、それぞれの当事者によって考え方に温度差があると実感した。具体的には自分が提出する資料は全部相手方を見ることを前提としている方もいれば、ここだけの話と思って調停委員に提出する方もいる。提出されたものは全て見たいと思う方もいれば、そうじゃない方もいる。それぞれの方によって希望も違うし、現状についての認識も異なっている。どうして認識が異なってくるかということ、調停を運営している調停委員の考え方、どの部分を伝え、どの部分を開示しないかということが、調停委員によって違っていたからだったという気がする。代理人として関与する場合、資料が提出されているかどうかさえも分からず、謄写申請して初めて内容が分かる。情報についての開示の仕方、提出したものはどう相手方の目に触れるのか触れないのかということについては、調停委員によって異なるのではなく、裁判所としてある程度ルール化した方が利用する側としては心構えができていると感じている。

家事事件手続法のもとでは当事者の手続保障が求められているといわれているが、この趣旨は調停運営においてどのような形で反映させるべきか。

当事者からは、調停委員から相手方の主張を伝え聞くけれども、詳しいことが分からない、どのような資料が提出されているか分からない、こちらの言い分がどれだけ詳しく相手方に伝わっているのか分からない、といった感想を聞くことがある。今までの意見によると、国民の意識はかなり変わってきていて、合意による解決のためには、お互いの情報が共有されることが大切であり、手続の透明性を高めることで調停制度の信頼を得ることができると思う。裁判所もその方向で進めていく必要があると考えている。そのためにも

調停の節目で裁判所が主体となって、情報共有が出来ているかを確認していくことも大切だと考えている。

## テーマ2 「新しい法制度下での離婚調停について」

### (1) 離婚調停を運営する上で押さえておくべきポイント

ここで、事件数として最も多く、国民にとっても耳にすることの多い、子どものいる夫婦間の「離婚調停」を題材として、調停運営のポイントを踏まえ、家事事件手続法下での制度の運用について御意見をお聞きしたい。

子どものいる夫婦の離婚調停ではどのようなことが争点となることが多く、どのような事実を確認して進めていくことになるのか。

財産分与や養育費といった経済的なものを除けば、次の3点が争点になる。1つは婚姻破綻の原因の認識の差である。例えば、DVを主張する妻と夫婦喧嘩の範囲であると主張する夫、この意識の差が婚姻破綻の原因の認識の差である。2つ目は親権者の指定である。双方がお互いに不信感を持っているため、相手方が子を養育することに対する不満や不安があり、子の養育環境は自分の方が適していると主張することがある。また、子どもの意思の問題がある。子どもの気持ちは自分の方にあると一方が主張すると、反対の親は、それは真意ではないと主張し、言い合うということがある。3つ目は面会交流である。面会を求める非監護親に対しては監護親が嫌悪感や恐怖感を持っている。特に幼い子の場合、単独で面会することが困難であるので、必ず監護親の関与が必要になってくる。そうすると面会交流を実施する環境、面会を制限すべき事由の有無等が問題になる。子どもの意思の把握については、「面会したくない」と言っている場合、それが本心かどうかということが問題になる。当事者の心のうちに存在している動かしがたい事実を説得により覆すのはなかなか困難であり、事案によっては調停期日を延長してでも、苦境を訴える当事者に対して解きほぐすようなカウンセリングも必要になってくると思う。当事者の心の動きに敏感に反応し、見定めながら調停を進めていくことが必要ではないかと思っている。

### (2) 申立書の写しの送付、閲覧・謄写

従来は、当事者に冷静に調停に臨んでもらうためには、第三者である調停委員会から申立ての内容について説明を受けた方が相当であるとの考え方から、第1回期日に出頭して初めて申立ての内容が相手方に伝えられていた。しかし、家事事件手続法においては、自己決定を基本とし、判断に必要な情報にアクセスできることが重要であるとの社会的要請に立ち、申立書の写しは相手方に送付することが原則になり、相手方は、申立ての内容が分からないまま呼び出されることがなくなる。また、調停記録や審判記録について閲覧・謄写の規定が明確になった。名古屋家裁では、一部、新法の運用を試みている事件があるが、どのような運用をしているのか。

試行内容は大きく分けて、申立書の写しの送付と提出された資料の閲覧・謄写についての2つである。申立書の写しの送付については、家事調停では感情的な対立が激しいことも多く、この様な調停を円滑に進めていくために、申立書の形式を申立ての理由と実情

を自由に記載するものから、離婚、親権、面会交流の主な内容についてチェック方式とする簡易なものへと変更している。それに伴い、申立書だけでは把握出来ない事案の背景事情や子の養育関係や財産関係に関する事項等について、別途事情説明書という書面の作成を依頼している。また、DV事案等において、住所などを秘匿する必要がある場合には秘匿する住所などを記載しないように注意を促している。提出された書面や資料の閲覧・謄写については、調停段階では許否は裁判官の裁量であるが、調停が審判に移行し、調停で提出された資料が審判の資料になると、一定の理由がない限り閲覧・謄写が許可されることになる。また、調停においても、必要な資料が開示され、相手方にも明確になる方が理解も得られやすく調停を円滑に進めることにも繋がる。そこで名古屋家裁では、調停においても審判段階と同様の運用を図っており、閲覧・謄写の請求がされた場合は原則として許可する扱いとし、これを前提として資料などを提出してもらうこととしている。そのため、調停において提出された資料について、相手方から閲覧・謄写の請求がされた場合、一定の理由がない場合は許可されることの説明や秘匿したい情報の注意喚起を当事者に促している。

代理人として、離婚調停において申立書や主張書面を作成するに当たり、どのような点に留意しているか。

従来は相手方へ送付されなかったもので、裁判所に依頼者の気持ちをどう伝えるか、経緯を分かりやすく理解してもらうという点を中心に申立書や主張書面を作成していた。新法では、裁判所に伝えることに加えて、相手方に対してどう伝えるかということに非常に意識しなければならないと思っている。相手方を誹謗中傷するような感情的な表現をして、紛争がかえって激化してしまうことは避けたいと思っている。しかし、DVなどでは離婚原因の認識の差に紛争の根本的な原因があるので、こちらの当事者がどれだけ辛かったのかということを知りたい、それを相手方をあまり怒らせないと難しく、それでも伝えるため表現に留意している。それと、相手方への送付が前提になると依頼者と綿密に打ち合わせをして、伝えて良いこと、都合が悪いことをしっかり確認しておかないと後で調停の進行に支障が生ずるようなことになってしまうので、新法のもとでは神経を使って書面を作成しなければならない。

申立書の書式や調停でも提出された資料は原則開示する運用について、何か意見はあるか。

今までは相手方の要求が分からないまま調停に呼び出され、1回目は申立人の主張を相手方が聞いて終わることも多かった。申立書が事前に送付されることにより心の準備ができるのは望ましいことであり、調停をいたずらに長引かせない意味でも双方にとってよいと思う。また、相手方の主張書面や資料を見ることによって、代理人の立場としては何が争点なのか意識しながら調停を進行することができる。調停委員会としても争点を意識した調停が可能になるので漫然と期日を重ねることがなくなるという意味では非常に望ましいという気がしている。しかし、実際、調停官として関与する中では、家庭内の問題ということもあって、争点とは関わりのない非常に細かい点について、人格批難的な応酬

になってしまう書面もあり、紛争が激化してしまうこともあった。その意味では、提出したものを全部見せてしまうことがむしろマイナスになる場合も多々あると思う。そこは当事者側に提出することによって相手方がどう思うかを考える作業を求められているのだと思うが、調停は想いを吐き出す場、それによって回復していく場ということもあるので、相手が見るから提出できなかった、結局自分の言いたいことを言えず消化不良のままに終わってしまうということを懸念している。原則開示は望ましいと思うが、家裁の後見的機能という意味では、裁判官の裁量で非開示にすることを弾力的に運用することも必要だと思っている。

センターにおいて、相手方に知られたくない情報があるとか、提出書面の作成が難しいと相談されることはあるか。そういう点から裁判所に留意して欲しいことはあるか。

相談では、調停は話し合いの場であるから、必ずしも代理人をつける必要はないとアドバイスすることもよくある。今の話を聞いていると、自分の持っている資料や自分の主張したいことを自分だけで考えなければならぬことは非常にハードルが高いと感じた。伝えることによってどういうことが起こるのかという責任を全部自分が抱えていかなければならぬというのはとても荷が重いと感じた。

試行事件において、当事者が主張書面や資料を提出するに当たり、どのような説明をしているか。

当事者によっては、裁判所には提出したいが相手方には見せたくないと言う人もいる。その場合でも「提出した書面は原則全て開示になっているので、それを踏まえた上で提出してください。相手方に見せたくない部分があればマスキングして提出するか、非開示の申請をしてください。」と説明している。裁判官の裁量もあるが、基本は提出したものは相手方が見る可能性があり、見ても構わないものを提出するように説明している。DVの話だが、提出してもらったことにより、具体的に何をどういうふうに言ったのかということがはっきり分かり、また、それを言った本人が見ることによって自分がどんなことを言ってきたのか認識する。事実をお互いにはっきりと認識することによって、調停という話し合いの中で納得して解決の方向に向けていくことができるのではないかと考えている。

申立書の写しの送付、資料の閲覧・謄写をすることにより、従前との違いはあるか。

相手方の主張をよく理解し、双方が事実を把握した上で調停を進行していくことができるという意味では調停委員にとっては説得しやすい方向になるし、当事者にとっても訳の分からないままに決められてしまうことがなく、そういう意味では良いと思う。

試行事件において、申立書の写しが送付されたことにより、第1回の期日において何か変化があるか。また、当事者の主張整理について何か変化があったか。

従前は事件名だけで、内容や主張について分からないまま出頭していたが、試行事件では、申立書（チェック方式で紛争になるような細かい内容ではない。）の写しが送付され、一応、相手方としては調停ではどういうことが問題となって、どんなことが話し合われるのか前もって分かるため、早い段階で本題に入ることができ、第1回調停期日が充実し、密度が高くなったと感じている。ただ、今までも意見が出されていたが、問題意識を

持って解決したいという当事者にとっては、非常にビジネスライクでスムーズにいく方法だと思うが、解決のテンポがなかなか合わない方もいて、自分の辛さを聞いて欲しい、そこにいくまでになんらかのプロセスを得たいという方には、調停委員としてそういう意味でのタイミングを計っていく必要があると感じている。

一律ではなく、当事者のペースにも合わせながら柔軟な運用が求められていると思う。

### (3) テレビ会議・電話会議システム

新法の施行により、調停においてもテレビ会議・電話会議システムが利用できることとなるが、どのような運用を期待しているか。

相手方が遠方に住んでいる場合、相手方の居住地を管轄する裁判所に出向く交通費を出せないというケースが結構あった。調停手続においてテレビ会議・電話会議システムが使用できるようになれば、費用負担の点で調停の申立を諦めることがなくなる。代理人がついていない当事者が電話会議システムを使用した場合に、その使用者が本当に本人なのかどうか不明であるとか、電話会議中、本人の回りに身内の者がいて、それらの者の影響を受けた形で調停が進行するという恐れがある。そうしたことを避けるためには、最寄りの裁判所に出向くなどのルール作りが必要である。

電話会議システムでは、細かいニュアンスや込み入った内容を伝えることは難しい面がある。離婚調停は、内容が込み入っているのもので、最初の事情説明に使用することは難しいと思うが、調停が進行して、争点が明確になった場合には、本システムを使用することは有効であろう。調停成立時でも、離婚、離縁事件以外では本システムが使用できるが、成立時での使用や調停条項案の書面による受諾の手続を利用できる事件の拡張につき、どのように裁判所において運用されるか関心がある。

代理人がついていれば電話会議システムは使いやすいが、代理人がついていない場合は、調停条項案の書面による受諾の手続の活用が考えられる。それぞれの使いやすいところを見ながら運用していきたい。

### (4) 子の意思の把握, 子の意思の把握を活用した面会交流

夫婦間で離婚を争っている場合に、子の立場に目を向けられなかったような事案を弁護士立場として経験したことはあるか。子の意思を十分に把握しないまま、事件が進行した経験はあるか。

当事者が子供の立場に目を向けているかどうかは分からないが、感情的対立のある反対当事者に子を会わせることは、子のためにならないという考えを有して調停に臨んでいる当事者はいる。以前受任した事件で、依頼者である母親が、その子から父親に会いたくないと聞き、それを信じて調停を進めたことがあった。面会交流が注目されていない時代だったので、裁判所で子の意思を調査することもなく、離婚調停が成立した。離婚後、その子は成人になっても父親に会うことはなかったが、今思うと本当に母親の言ったことが、子の真意だったのか、裁判所において、非言語的な表現も含めて、調査官に調査してもらうべきではなかったかと思う。

子の意思を取り上げるとき、調停運営上、何に気をつけているか。

子自身に、父、母のいずれかを選ばせることを性急に進めようとするとうまく踏み絵を踏ませることになってしまう。意思を示した子は、選ばなかった親を捨ててしまったとか、嫌いになってしまったと往々にして悩み、心の負担を子にかけてしまうことになるので、このような事態は避けたい。第三者が間に入って心の負担が軽減されるように、慎重に対応することが求められる。年齢が高い子のケースであったが、最初の段階では、子が迷っていて結論を出せなかったため、その時には無理に子の意思を聞かず、1年数か月間時間をかけて、子の意思が熟した段階まで待つて聞いた。その結果については両親も納得し、調停自体うまくいったという経験がある。

子の意思の把握方法について、何に気を付けているか。

夫婦間で感情的対立が激しく、解決が難しい場合に、子の意思を聞くことで調停の解決につなげようとするところがあるが、それは調停の進め方としてはよくない。夫婦間は感情の争いであるが、子の取り決めに関しては、父、母の立場の意識にどのくらい切り替えられるかを見分けながら、子の意思の確認を行うタイミングを計ることになる。実務の運営としては、子の意思を確認することにより、親としてどういったことを子にしてあげられるのかを考えられる時期がきたら、子の意思を確認して進めていくことになる。

離婚において、子がある程度の年齢になったら勝手に親のみで親権を決めるということでは困るとするのが民法改正の趣旨であろう。子が中学生くらいだったら、両親が離婚に関して何を話し合い、親権をどうするかについての考え方を子に伝えてもらいたいとか、親権について子の同意を取ってもらいたいと話したことがある。

離婚調停を扱う際、子の状態を知り、子の意思を把握することの難しさを感じたことはあるか。どのような時期にどのような手段が有効だと考えられるか。

代理人の立場だと、子に関する情報は、当事者からの内容のみであり、直接代理人が子に会って話すことは通常あまりなく、仮に子に会ったとしても、親の代理人としての立場で話を聞くので、必ずしも子の本当の真意を聞けるとは限らない。そのため、代理人としては、子の意思に関して、早期に親や親族の影響の及ばない客観的な情報を知りたいが、そうした情報は、試行的面会交流や調査官調査によって得ることができる。これを見ることにより、代理人としても子の意思の把握がきちんとでき、その情報を見て対応を考えていくことができる。

母親から相談を受ける立場として、子の意思の把握に関して何を感じているか。

夫からの精神的な暴力があり、子もそれを見聞きしているような状況で、半年ぶりに父親と子が面会した際、子にとっては怖い気持ちもあったが、うれしい気持ちもあり、複雑なものであったようである。母親の立場としては、子を父親に会わせることは必要だと思いつつも、過去の夫との経緯から、会わせることに躊躇したり、本当に父親に会わせることが子にとってよいことなのだろうかと思悩む気持ちがある。調査官としては、いろいろと配慮して調査されると思うが、子が父親と会ってうれしかったという一面を捉えて、面会交流が大丈夫ということではなく、トータル的に様々な面から考えてもらいたい。

面会交流について子の意思の把握ができた時、それらを調停でどのように活かしてい

るか。

子の意思把握は調査官調査によることが多いが、調査官調査の意味、調査結果を尊重することについて、当事者双方の共通の理解を得られないと、調査官調査を行っても意味がない。代理人がついていれば、代理人が調査官調査の結果を見るのは当然の流れであるが、代理人がついていない場合でも、当事者双方に調査結果を必ず見ってもらうようにしている。それを見ることにより、夫婦の感情としてではなく、親の感情として子を見たり、語ることができるようになる。そういったことや、面会交流に関するDVDやしおりを見せたりする調停のプロセスそのものが、子の利益を考える作業になる。

センターの相談において、離れて暮らす父親から面会交流の要望があった場合、面会交流の申入れをなかなか受け入れられない場面が多いか。受け入れられない理由は何か。

別居している父親との面会交流を行った場合に、父親が子に対し、自分の悪口を言ったり、父親の価値観を押しついたりといったことがなされるのではないかと母親は不安に思うし、実際にそういったことが起きたら、そのケアは母親が担うことになるので、その負担を考えると面会交流を躊躇する女性が多いのではないかと思う。だからといって感情的に、「絶対会わせない。」と言い切ることはほとんどない。DV事案では、相手方に直接会うことは恐怖心を感じるので、コンタクトを取る負担もある。

裁判所としてどのようなサポートがあれば、子と父親との面会交流が可能になるか。

面会交流の仲介機関が複数あると選択できてよい。また、仲介機関を介する場合は、費用負担を伴うため、利用が難しい面があるので、何らかの費用補助があるとよい。子と父親を会わせることに制限すべき事由がないと判断する前に、家庭の中で起こっていることについて母親の話をじっくりと聞いてもらいたい。分かりにくい精神的な暴力についても、裁判所に認識を持ってほしい。

子の意思が把握でき、子も離れて暮らす父親に会ってもよいと思っており、会わせることに制限すべき事由がないという前提で、母親の代理人であった場合、父親と会うことについてどのような働きかけを行うか。

離婚後に面会交流をしないまま成人になった子は、後々の人生でそれがトラウマになったり、ダメージを受けているという調査結果を数年前に知り、面会交流は子の人生の中で大きいものであると認識し直したことがあった。それまでは、DVを受けた母親の事件では、母親が子の目の前で暴力を受けたという精神的なダメージも考えて父親と子が会わないという方向で考えることも多かったが、今は、大きな立場から面会交流の重要性を依頼者に説明し、無理のない範囲で依頼者にその点を認識してもらえるように努めている。また、面会交流がスムーズにいくようになると、親権の争いが激化している離婚の紛争においても、当事者の気持ちも収まって良い流れで解決するという経験しているので、面会交流には、そういった効用もあることを当事者に説明したりもしている。

面会交流を進めるために、調停委員としてどのような働きかけを当事者に行ったか。

年齢が高い子の場合、その子の意思を把握するために、書面を出してもらうことにしているが、非監護親から、その記載内容は、監護親の影響があるとクレームがついた場合

には、調査官に調査をお願いしている。当事者には、子の成長にとって、面会交流が非常に大切であることを説明し、子の立場で面会交流を行って欲しいと要望し、理解を求めている。会うことが難しそうな事案では、双方の無理のないところからスタートできるように、電話やスカイプの使用による面会、短時間の面会などを提案している。

面会交流について定められた後、NPO 活動において当事者と関わる際に、調停を経験された当事者の声はどのようなものか。裁判所に留意して欲しいことはあるか。

裁判所には、全体的に情報を把握できるという大きなメリットを十分に活かし、安心して面会できる環境を整えていただきたい。非監護親である父親に子供のことを伝えるルール作りを調停の中で構築して欲しい。これがないと後でもめることになる。例えば、受け渡しのルールなしに、月1回程度という条項で調停が成立した場合、後で会えないことも多く、ぎくしゃくする。また、誕生日や学校のイベント等について父親の参加をどうするか決めないと、非監護親が突然来たということになって、もめる原因となる。メールや電話で非監護親が子に連絡すると監護親が切ってしまうたり、携帯を取り上げて、話させないようにする事例も見られる。面会交流では、お互いに悪口を言わないルール作りが重要であり、調停委員がこの点を認識して、調停成立後に子が安心して面会交流ができるようにしてもらいたい。父親が子とうまく遊べないケースもまま見られる。これまで母親を通じて対話してきたからであろう。これは離婚後の一つの課題である。また、離婚後の子供の心のケアが重要であることを痛感している。

試行的面会交流を積極的に実施してもらいたい。これにより監護親の不安を解消し、非監護親の発想を変えることが可能になる。

裁判所はこれまでも当事者に対する支援をしてきた。今後も、できるだけ早く、当事者にとって充実感のある解決に至るように、法的な観点も踏まえて案を示しながら、妥当な解決を図れるようにしていきたい。離婚については人生を左右する重要な問題である。この問題に対して自ら解決できれば、その先の問題についても自ら道を開いていくことが出来るようになる。裁判所においては、そういった解決ができるように、皆さんからのニーズも意識しながら手続を進めていきたい。

以 上